第明治三十種郵便物認可　二十五年三月三十一日

3）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

4）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

(ｲ)　照査技術者

1）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

2）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者

3）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。

4）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(5)　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

(6)　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(7)　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8)　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

(1)　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2)　総合評価の方法

1）技術評価点の最高点を20点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

2）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）施工計画

１．設計施工に関する技術的課題

①　観音寺高架橋（ＰＲＣ27径間連続２主版桁橋）についてＰＲＣ27径間連続２主版桁橋となることを考慮した詳細設計における技術的着眼点

②　観音寺高架橋について下部工引渡し時期を考慮した上部工施工の施工順序など、最適な施工計画立案に関する技術的着眼点

なお、①と②については、技術的着眼点を求めるものであり、具体的方策を求めるものではない。技術的着眼点は、当該工事の特性を反映したものであること。また、これらの具体化に伴い生ずる対策の内、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。

２．施工に関する具体的方策

①　馬場池橋の施工におけるため池の汚濁防止対策に関する具体的方策

３．品質管理全般に関する留意事項

①　２主版桁橋の温度ひび割れに係る品質管理

②　由良川橋の下部工耐震補強に係る品質管理

③　ＰＣ鋼線の施工に係る品質管理

ただし、以下に示す提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

⑴　鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案

⑵　膨張材、高性能ＡＥ減水材の追加等、コンクリート配合に影響する提案

⑶　ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案

⑷　養生設備が過剰となる提案

４．工事中安全対策全般に関する留意事項

①　一般道横過部の安全対策

②　供用線との近接施工の安全対策

③　本工事全般における安全対策上最も重要と考えられる課題とその対策（設計施工に関する技術的課題の①～②、施工に関する具体的方策及び上記①、②を除く。）

ロ）工事中のコスト削減

・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取組みに関する提案

3）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

4）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

(3)　上記(2)２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

(4)　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

(5)　上記(2)２）で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

4　入札手続等

(1)　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部経理課　課長代理　永田　豊　電話06―6344―9241

(2)　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成28年11月21日（月）から平成28年12月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。